



長野県報

12月22日(木)
平成28年
(2016年)
号外

目次

規則

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) 1

告示

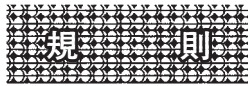
地方自治法第252条の16の2第1項の規定による事務の代替執行(市町村課、経営推進課) 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新(障がい者支援課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称変更の届出(障がい者支援課) 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障がい者支援課) 3



企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成28年12月22日

公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

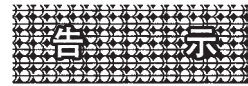
第7条の2第1項中「であつて」を「(第2号に掲げる者にあつては、)に、「ものと」を「ものに限る。」とに改め、同項第1号中「祖父母」の次に「、孫」を加える。

第7条の3を削る。

附則

この管理規程は、平成29年1月1日から施行する。

経営推進課



長野県告示第679号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の16の2第1項の規定により、天龍村との間に次のとおり規約を定め、同村の簡易水道再編事業に係る事務の代替執行を行います。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部守一

天龍村の簡易水道に係る事務の代替執行に関する規約(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の16の2第1項の規定により、長野県(以下「県」という。)が行う天龍村(以下「村」という。)の営巣簡易水道再編事業に係る事務の代替執行について、必要な事項を定める。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県は、村の営巣簡易水道再編事業に係る事務のうち次に掲げる事務(以下「代替執行事務」という。)を、村の名において管理し及び執行する。

- (1) 設計積算に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 工事監督に関する事務
- (4) 関係機関との調整に関する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 代替執行事務の管理及び執行については、村の条例、規則